

指導監査改善報告

法人名：社会福祉法人 あおぼ福祉会
事業所名：おひさま保育園、おひさま岡町保育園、おひさまっこ保育園

項目	指 指 内 容	改 善 状 況	
		改善時期又は改善予定時期	改 善 方 法
職員処遇	<p>(超過勤務手当について)</p> <p>給与規程-I第13条ただし書きにて、16日以降末日までの超過勤務手当は翌月25日に支給すると規定されているが、16日以降から末日までの超過勤務手当が当月25日に支給されているので、規定と実態の整合を図ること。(おひさま保育園・おひさまっこ保育園)</p> <p>【根拠法令等：給与規程-I第13条ただし書き】</p>	令和元年 12月	超過勤務手当について16日以降末日までの超過勤務手当は翌月25日支給とし12月給与より改善をほかりました。
	<p>(給与規程について)</p> <p>給与規程第12条に基づく地域活動手当(年額10,000円)が支給されていないので、是正すること。</p> <p>(おひさま保育園・おひさまっこ保育園)</p> <p>【根拠法令等：給与規程第12条】</p>	令和元年 11月 (改善済)	11月分の給与に特別手当として10,000円支給しました。
	<p>(職員配置について)</p> <p>10月19日(7時から8時)及び、11月8日(8時から8時30分)の職員数が配置基準を下回っているので、是正すること。</p> <p>(おひさま岡町保育園)</p> <p>【根拠法令等：豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項】</p> <p>【添付資料 要①】</p>	令和元年 12月	職員配置について、法令を遵守して適正に配置します。

*上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

【添付資料①】是正後の12月分勤務一覧表(園様式)、12月6日、12月21日分のローテーション表(本市様式)

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期又は改善予定時期	改善方法
施設会計	<p>(賞与引当金について)</p> <p>当該年度にかかる賞与引当金が計上されていないので、計上すること。</p> <p>なお、計上の際は法人負担の社会保険料等を勘案し、適正に計上すること。(おひさまっこ保育園)</p> <p>【根拠法令等：厚生労働省令第79号(平成28年3月31日付け社会福祉法人会計基準第5条)】</p>	令和三年 四月より	今後賞与引当金を計上し、計上の際は法人負担の社会保険料を勘案し適正に計上します
確認監査	<p>(秘密保持・個人情報保護について)</p> <p>転園に際しての個人情報提供についても支給認定子どもの保護者の同意を取ること。</p> <p>(おひさま保育園・おひさまっこ保育園)</p> <p>【根拠法令等：豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第27条第3項】</p>	令和二年 四月より	転園に際しての個人情報提供について支給認定子どもの保護者の同意をとる様になります

*上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。